

第4部

都市機能誘導区域

第1章 都市機能誘導区域の設定方針

- 1 都市機能誘導区域とは 131
- 2 都市機能誘導区域設定の考え方 131
- 3 都市機能の立地状況 132
- 4 田原市における都市機能誘導区域設定の考え方 135

第2章 都市機能誘導区域の設定

- 1 都市拠点（田原市街地） 139
- 2 市街地拠点（赤羽根市街地） 144
- 3 準都市拠点（福江市街地） 147

第3章 誘導施設

- 1 誘導施設とは 152
- 2 田原市における誘導施設設定の考え方 153
- 3 各拠点の都市機能誘導区域における都市機能の立地状況 154
- 4 誘導施設の設定 157

第4部 都市機能誘導区域

第1章 都市機能誘導区域の設定方針

1 都市機能誘導区域とは（都市計画運用指針）

都市機能誘導区域とは、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

2 都市機能誘導区域設定の考え方（都市計画運用指針）

都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域

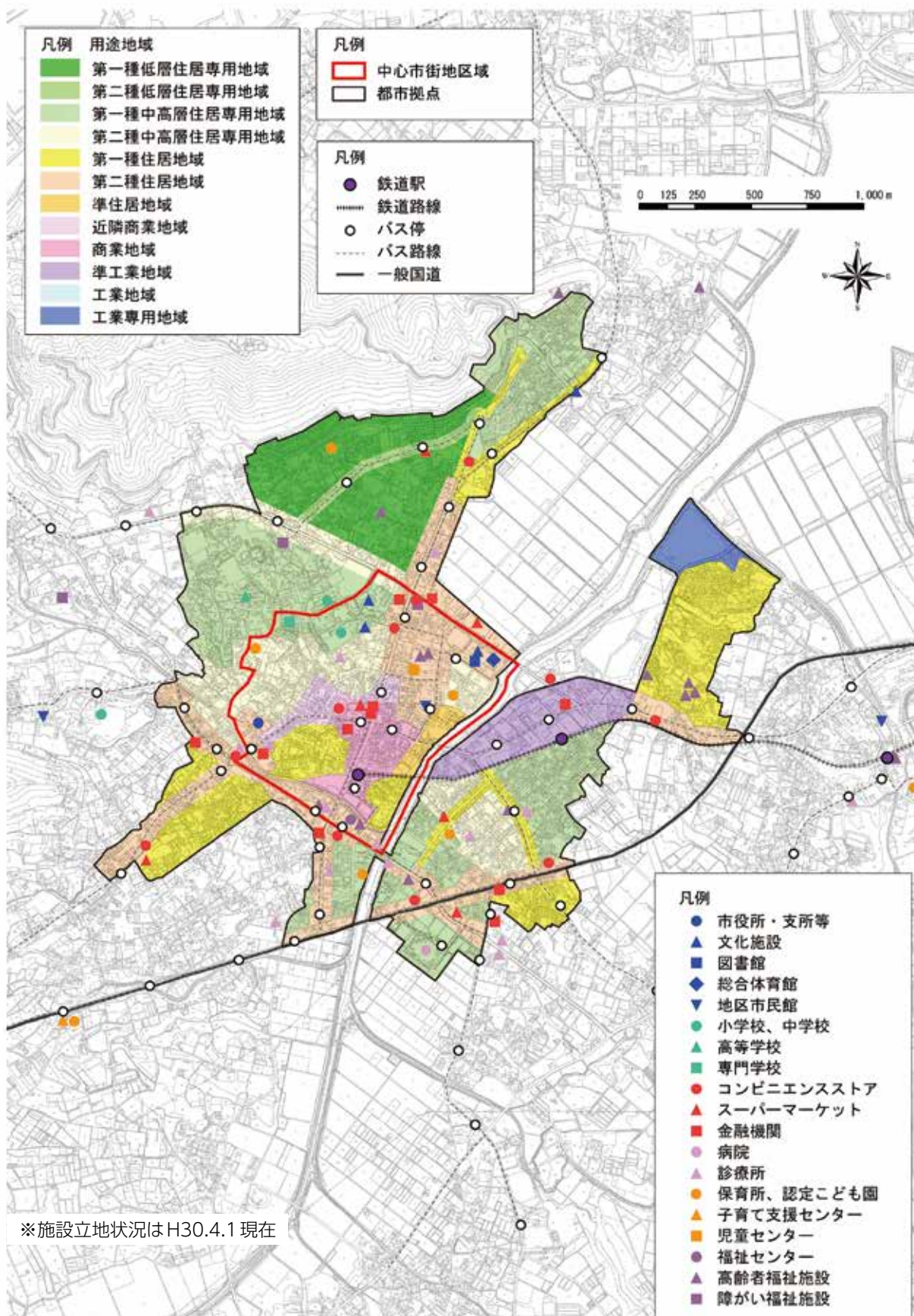
都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域として、以下のように示されています。

- ①鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
- ②周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域
- ③都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲

3 都市機能の立地状況

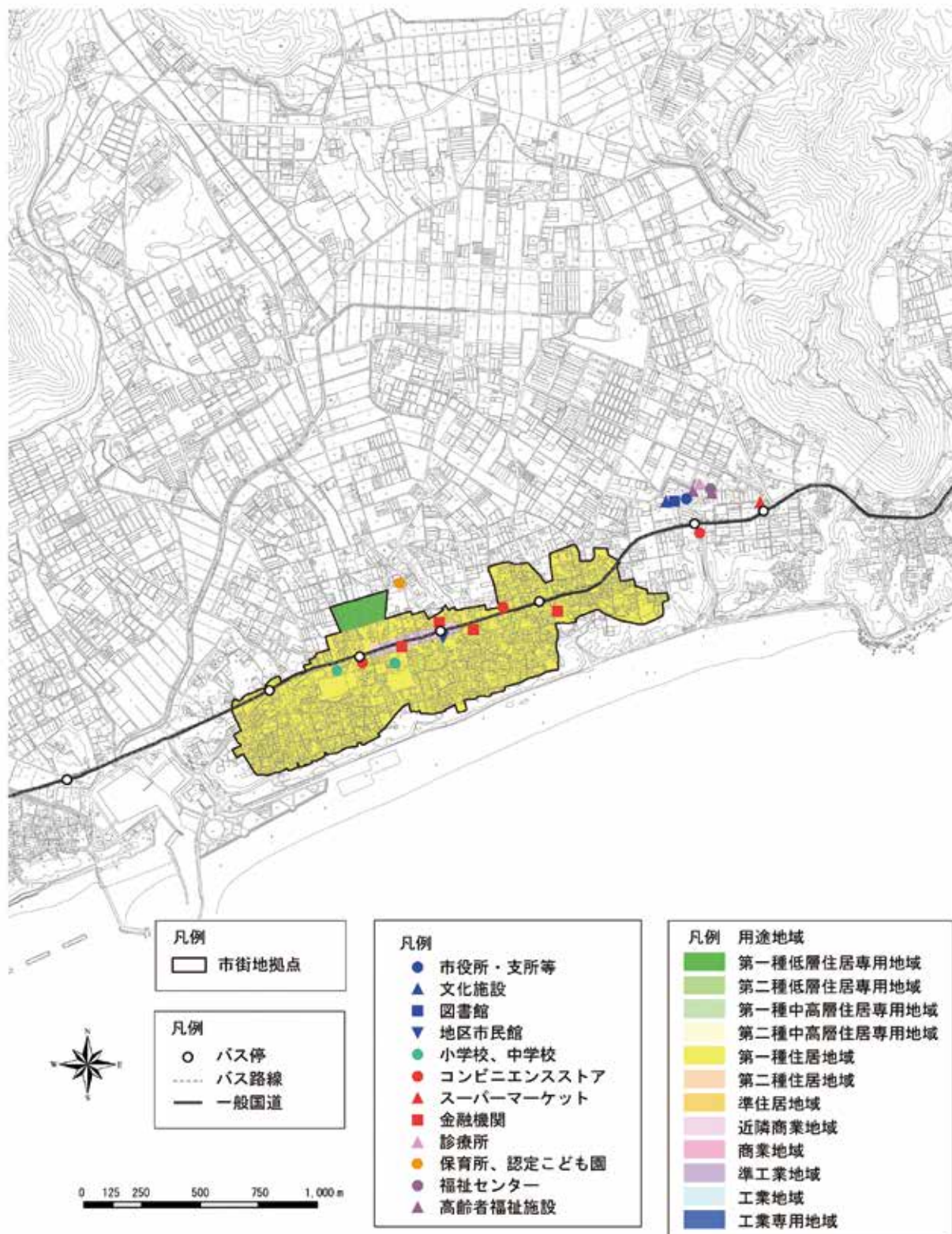
(1) 都市拠点（田原市街地）

中心市街地の区域内及び国道259号沿いの周辺に都市機能の立地が多く見られます。



(2) 市街地拠点（赤羽根市街地）

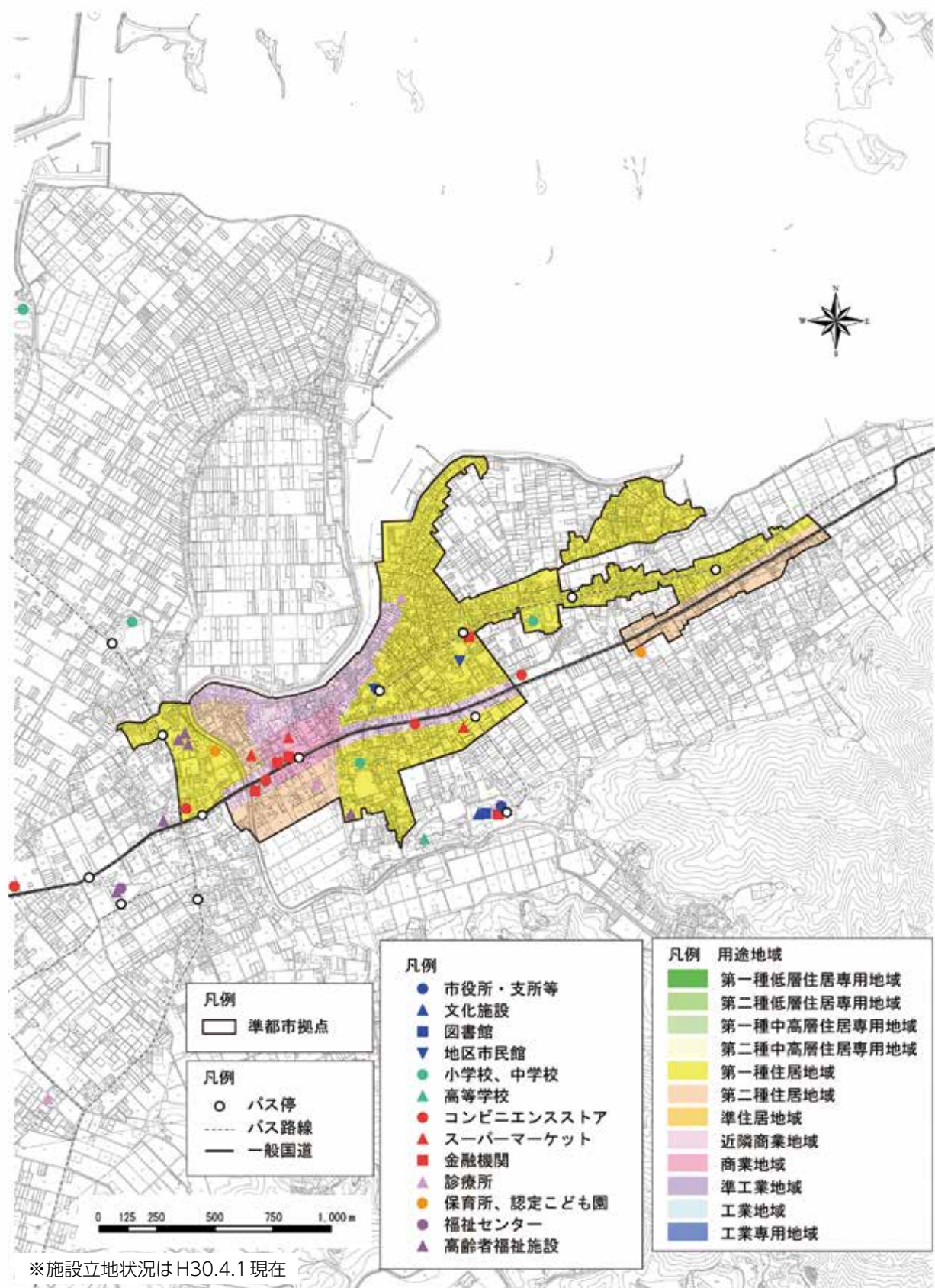
国道42号沿いにほとんどの都市機能が立地していますが、市民センター（行政施設）や文化会館等の公共施設は市街化調整区域に立地しています。



※施設立地状況はH30.4.1現在

(3) 準都市拠点（福江市街地）

商業地域周辺及び国道259号沿いに都市機能の立地が多く見られますが、支所等公共施設は市街化調整区域に立地しています。



4 田原市における都市機能誘導区域設定の考え方

「2 都市機能誘導区域設定の考え方」を踏まえながら、市内3つの拠点の特色を勘案し、それぞれの都市機能誘導区域設定の考え方を以下に示します。

(1) 都市拠点（田原市街地）

①都市機能誘導区域に含める区域

ア) 鉄道駅から半径1km圏域

鉄道については、改定版田原市都市計画マスタープランの「田原市の都市づくりの方向」の5つのうち1つに「鉄道駅周辺の土地利用」を示しており、都市間移動において片道1時間に4本で市内の公共交通の中で最も利便性の高い鉄道駅周辺への居住を促進していく方針としていることから、鉄道駅から半径1km圏域を居住誘導区域に設定したところですが、居住を促進するためには、日常生活サービス等に係る都市機能が身近に必要であることから、同区域を都市機能誘導区域に含める区域とします。

イ) 中心市街地の区域

平成28年4月に策定した田原市中心市街地活性化基本計画においては、『花・緑・歴史的景観など「田原らしさ」を感じられ、歩いて楽しい活気あるまち』を将来像として、中心市街地の核となる商業施設の整備や、まちなかへの回遊促進に取り組み、賑わいの創出を図るとともに、まちなか居住を推進していくこととしています。

よって、同計画で設定されている中心市街地の区域（約88ha）は、本計画の都市機能誘導区域で必要とされる機能と大いに類似していることから、都市機能誘導区域に含める区域とします。

ウ) 改定版田原市都市計画マスタープラン地域別構想の「市街化区域及びその周辺の土地利用方針」において、「まちなか賑わい機能エリア」と「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域

まちなか賑わい機能エリアについては、「田原市の玄関口における集客・交流の拠点として、商業の活性化、賑わいの創出を図り、多くの市民・来訪者が集い、歩き、活気あふれるエリアにします。」、沿道賑わい機能エリアについては、「市民や近隣住民のための商業・サービス施設と住宅が調和しながら立地し、生活の賑わいを感じられるエリアにします。」といった都市施設を誘導する方向の土地利用方針であることから、都市機能誘導区域に含める区域とします。

②都市機能誘導区域に含まない区域（除外区域）

第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域

用途地域において、低層及び中高層住宅にかかる良好な住居の環境を保護するための地域とされている住居専用地域（①のイ及びウの区域内を除く）については、都市機能誘導区域に含まない区域とします。

(2) 市街地拠点（赤羽根市街地）

①都市機能誘導区域に含める区域

改定版田原市都市計画マスタープラン地域別構想の「市街化区域及びその周辺の土地利用方針」において、「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域

沿道賑わい機能エリアについては、「近隣住民や観光・スポーツエリア等への来訪者のための商業・サービス施設と住宅が調和した生活の賑わいが感じられるエリアにします。」といった都市施設を誘導する方向の土地利用方針であることから、都市機能誘導区域に含める区域とします。

②都市機能誘導区域に含まない区域（除外区域）

第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域

(3) 準都市拠点（福江市街地）

①都市機能誘導区域に含める区域

ア) 改定版田原市都市計画マスタープラン地域別構想の「市街化区域及びその周辺の土地利用方針」において、「まちなか賑わい機能エリア」内のバス停から半径500m圏域と「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域

まちなか賑わい機能エリア（2か所）については、「近隣住民や半島西部の居住者のための商業・サービス施設等を集積し、今後さらなる賑わいの創出を図るエリアとします。」といった都市施設を誘導する方向の土地利用方針であることから、都市機能誘導区域に含める区域とします。

まちなか賑わい機能エリア（西）は、従来から福江市街地の中心であり、1,000㎡以上のスーパーマーケットを含む複合施設や金融機関等が立地しており、エリア周辺には、飲食店、小売業、診療所などが立地しています。まちなか賑わい機能エリア（東）は、標高が高いため大規模地震における津波災害に対して安全であり、スーパーマーケットやホームセンター、ドラッグストアが20年ほど前から立地集積しており、渥美支所等にも近くポテンシャルの高い区域となっています。

この2核を中心に、周りの飲食店、小売業、診療所などを含めた区域に都市機能を誘導したいことから、交通の利便性を踏まえて、区域内のバス停から半径500m圏域を都市機能誘導区域に含める区域とします。

沿道賑わい機能エリアについては、「市民や近隣住民のための商業・サービス施設と住宅が調和しながら立地し、生活の賑わいが感じられるエリアにします。」といった都市施設を誘導する方向の土地利用方針であることから、都市機能誘導区域に含める区域とします。

イ) 保美バス停から半径500m圏域

保美バス停は、伊良湖本線・支線及び田原市ぐるりんバス中山線の公共交通結節点であり、利便性が高いことから、バス停から半径500m圏域を都市機能誘導区域に含める区域とします。

②都市機能誘導区域に含まない区域（除外区域）

ア）第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域

該当なし

イ）①都市機能誘導区域に含める区域の内、市道宮下沢線（旧国道）及びまちなか賑わい機能エリア（西）より北側の区域

旧国道の市道宮下沢線及びショップレイ中心のまちなか賑わい機能エリア（西）より北側の区域は、土地の区画が小さく居住が密集しており、道路幅も狭いことから、都市機能誘導区域に含まない区域とします。ただし、免々田川より西側の区域については、土地の区画が大きく、居住も密集していないことから、都市機能誘導区域から除外しないこととします。

都市機能誘導区域設定条件のまとめ

前提：居住誘導区域内に設定する。

■都市拠点（田原市街地）

①含める区域

- ア) 鉄道駅から半径1km圏域
- イ) 中心市街地の区域
- ウ) 改定版田原市都市計画マスタープラン地域別構想の「市街化区域及びその周辺の土地利用方針」において、「まちなか賑わい機能エリア」と「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域

②含まない区域（除外区域）

第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域
（①イ及びウの区域内を除く）

■市街地拠点（赤羽根市街地）

①含める区域

改定版田原市都市計画マスタープラン地域別構想の「市街化区域及びその周辺の土地利用方針」において、「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域

②含まない区域（除外区域）

第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域

■準都市拠点（福江市街地）

①含める区域

- ア) 改定版田原市都市計画マスタープラン地域別構想の「市街化区域及びその周辺の土地利用方針」において、「まちなか賑わい機能エリア」内のバス停から半径500m圏域と「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域
- イ) 保美バス停から半径500m圏域

②含まない区域（除外区域）

- ア) 第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域 ⇒ 該当なし
- イ) 市道宮下沢線（旧国道）及びまちなか賑わい機能エリア（西）より北側の区域
※免々田川より西側の区域は対象外

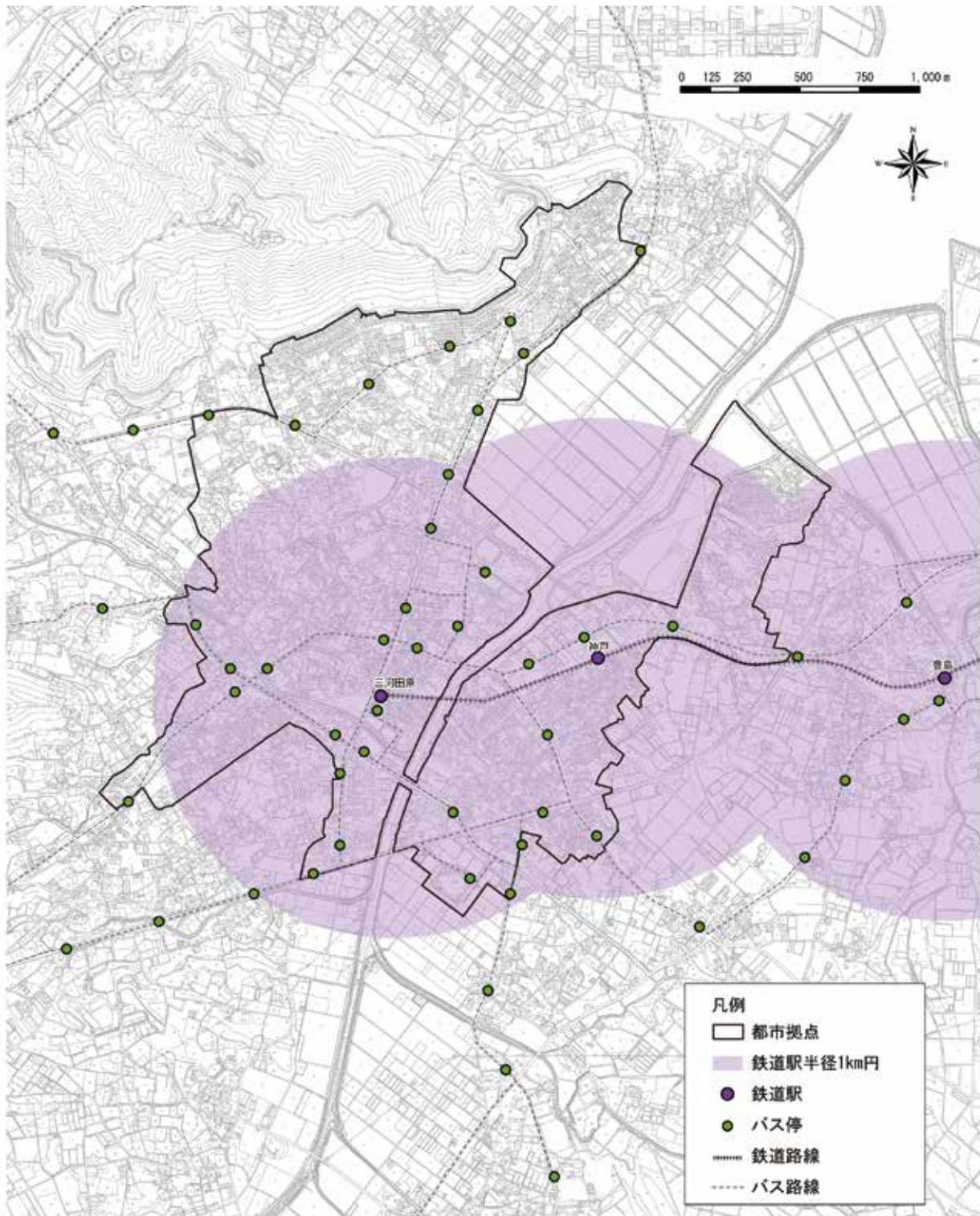
※区域については、最終的に地形地物（道路等）にて整理

第2章 都市機能誘導区域の設定

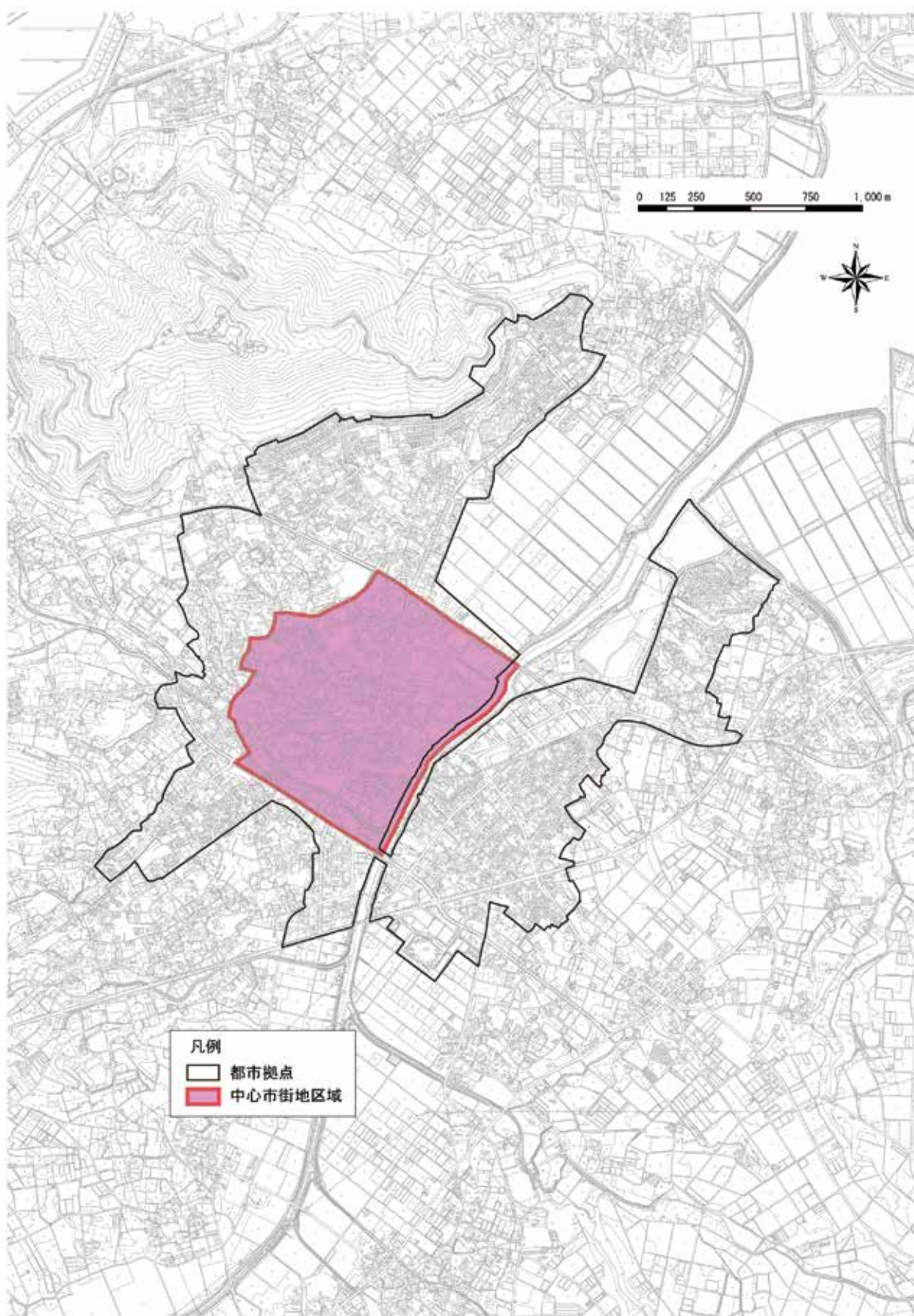
1 都市拠点（田原市街地）

①都市機能誘導区域に含める区域

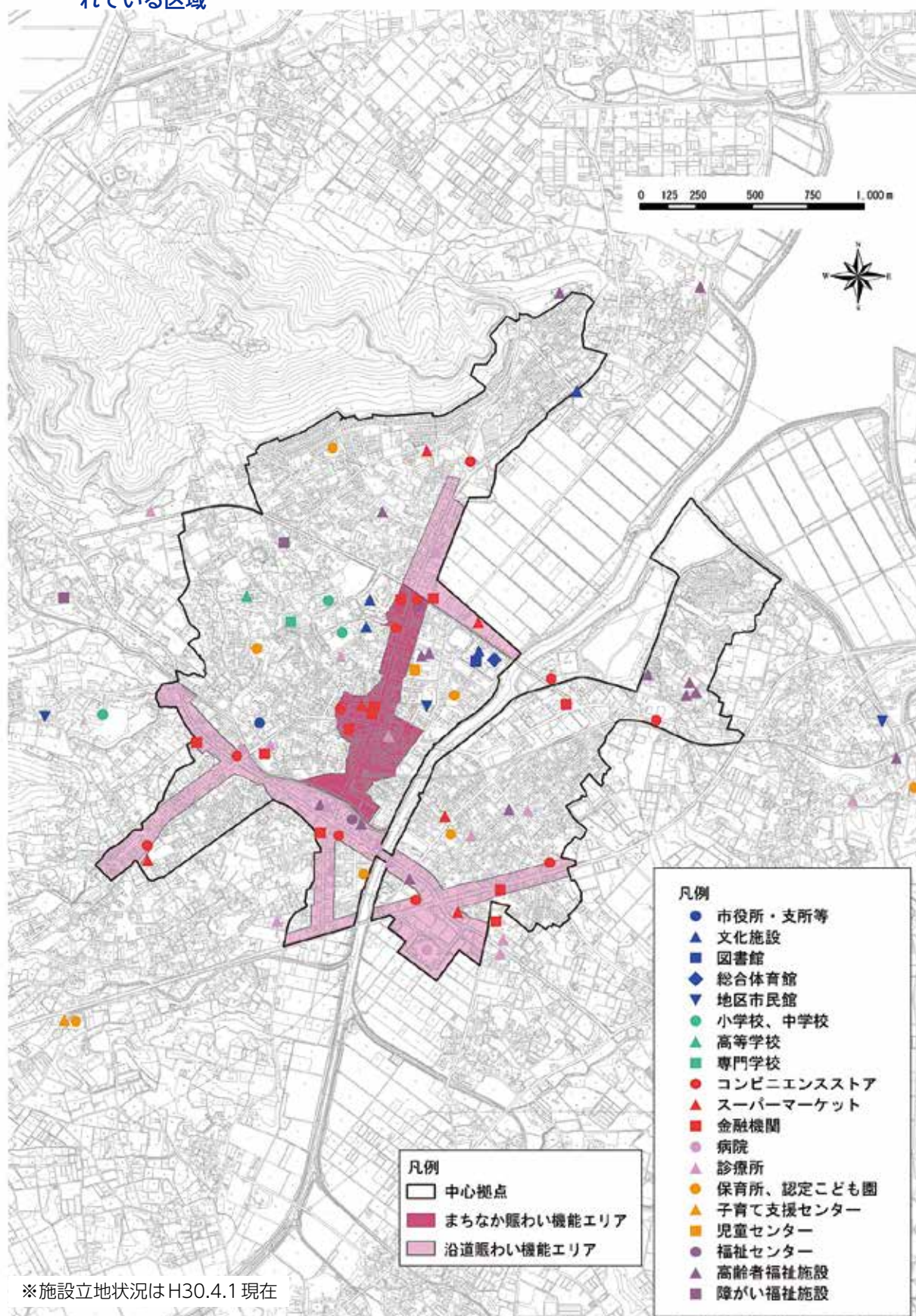
ア) 鉄道駅から半径1km圏域



イ) 中心市街地の区域



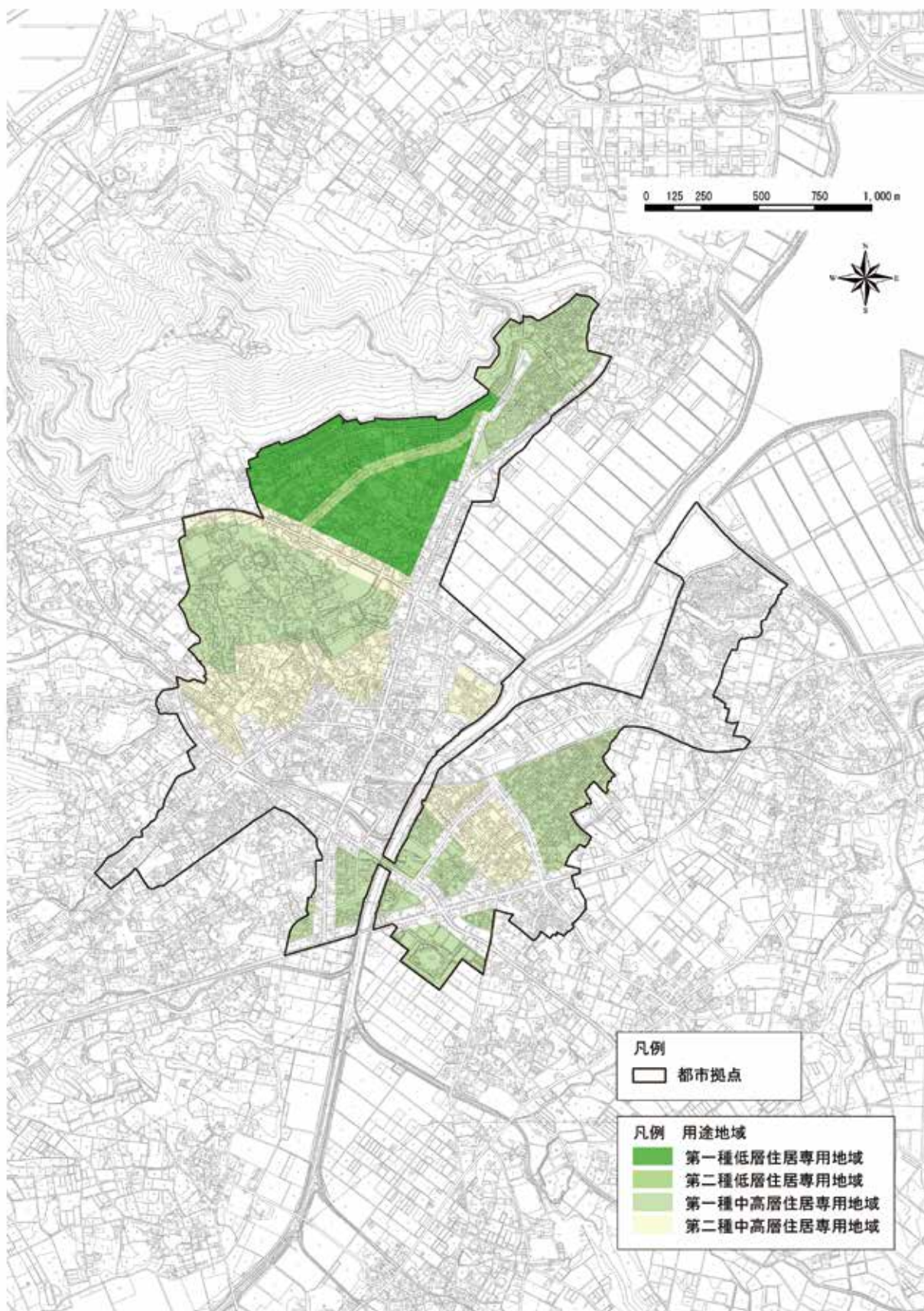
ウ) 改定版田原市都市計画マスタープラン地域別構想の「市街化区域及びその周辺の土地利用方針」において、「まちなか賑わい機能エリア」と「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域



②都市機能誘導区域に含まない区域

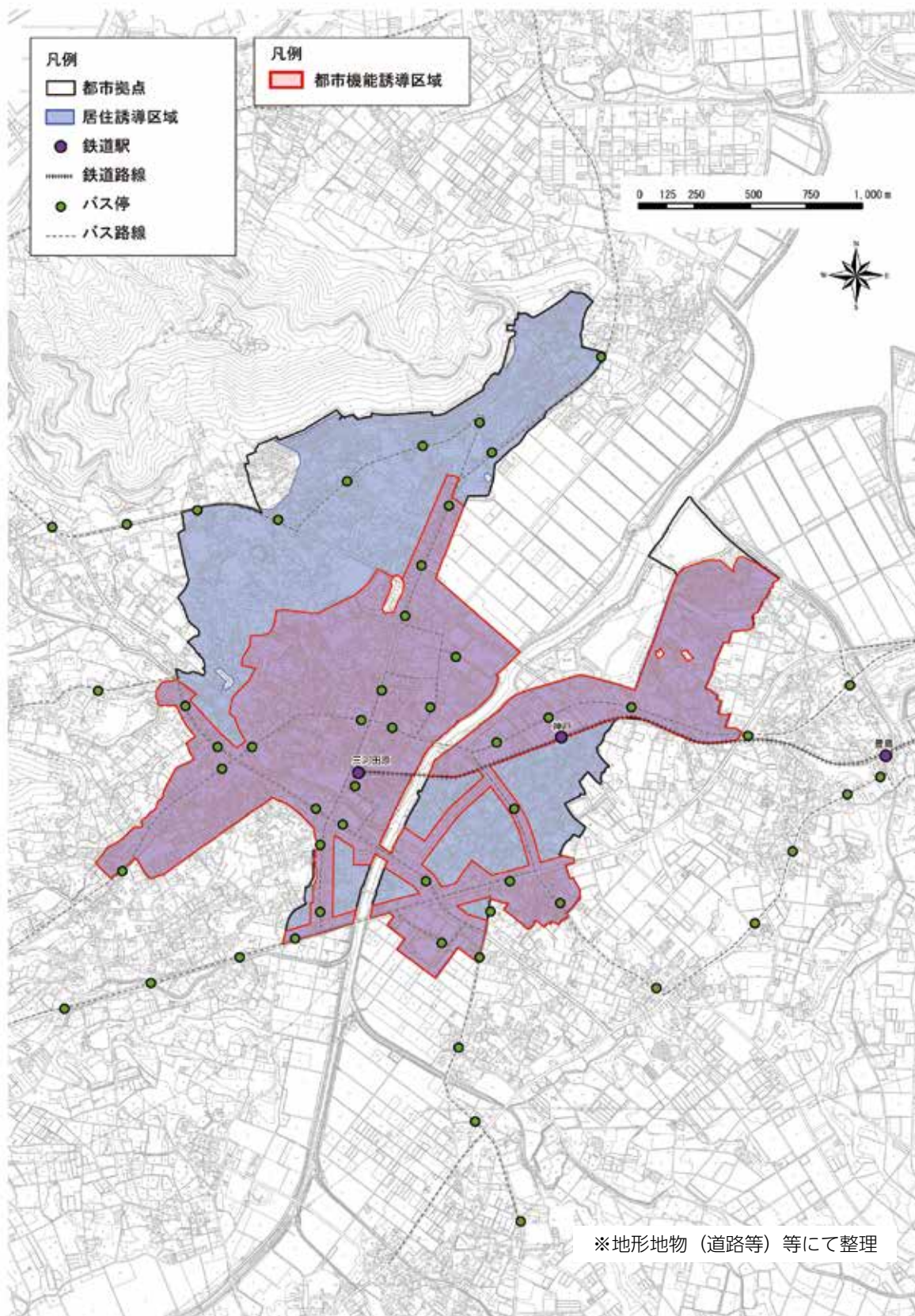
第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域

以下に示してある区域から、中心市街地の区域とまちなか賑わい機能エリア及び沿道賑わいエリアの区域を除くものとします。



③都市拠点における都市機能誘導区域の範囲（対象区域）

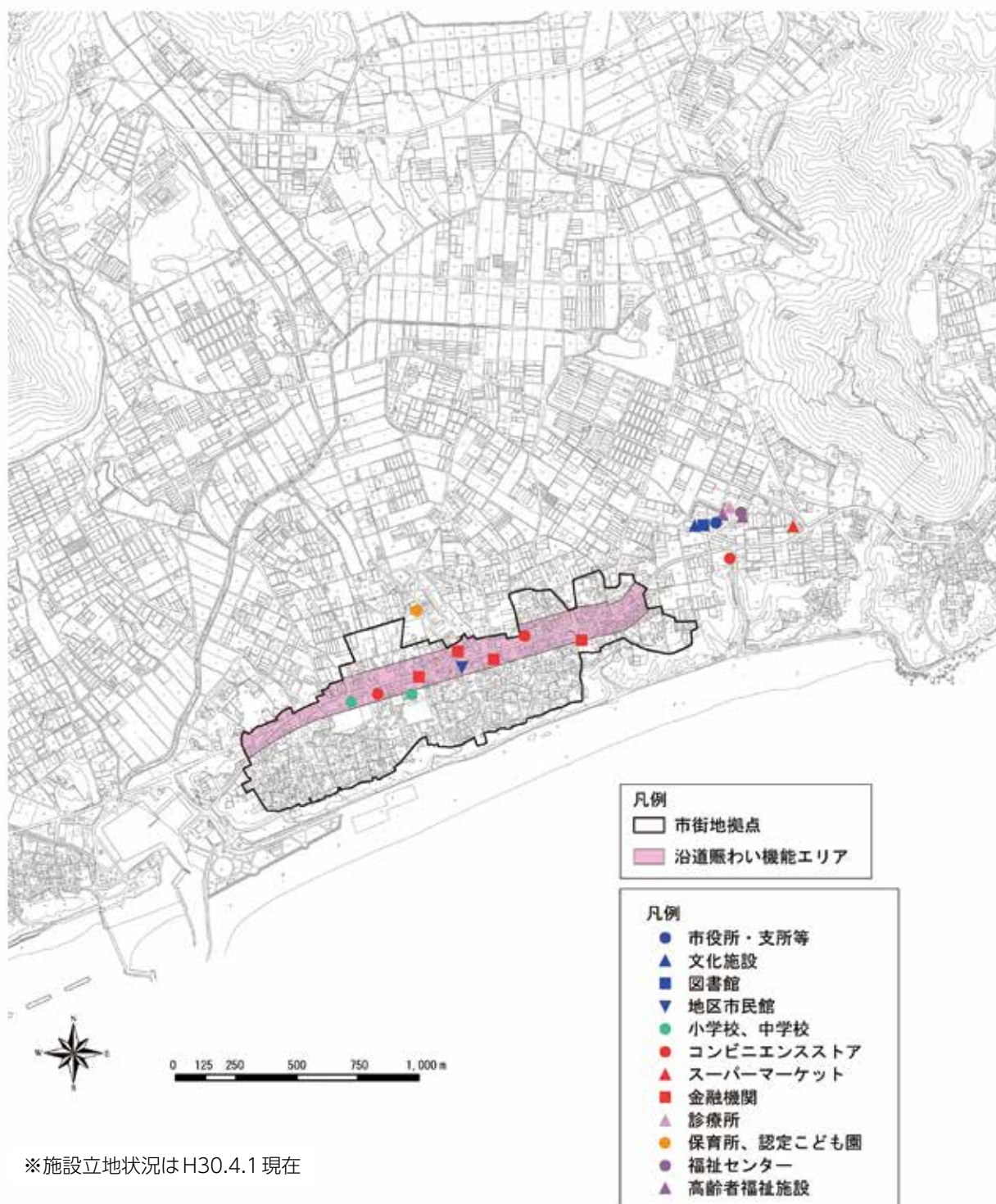
都市拠点（田原市街地）の都市機能誘導区域を以下のとおり設定します。



2 市街地拠点（赤羽根市街地）

①都市機能誘導区域に含める区域

改定版田原市都市計画マスタープラン地域別構想の「市街化区域及びその周辺の土地利用方針」において、「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域



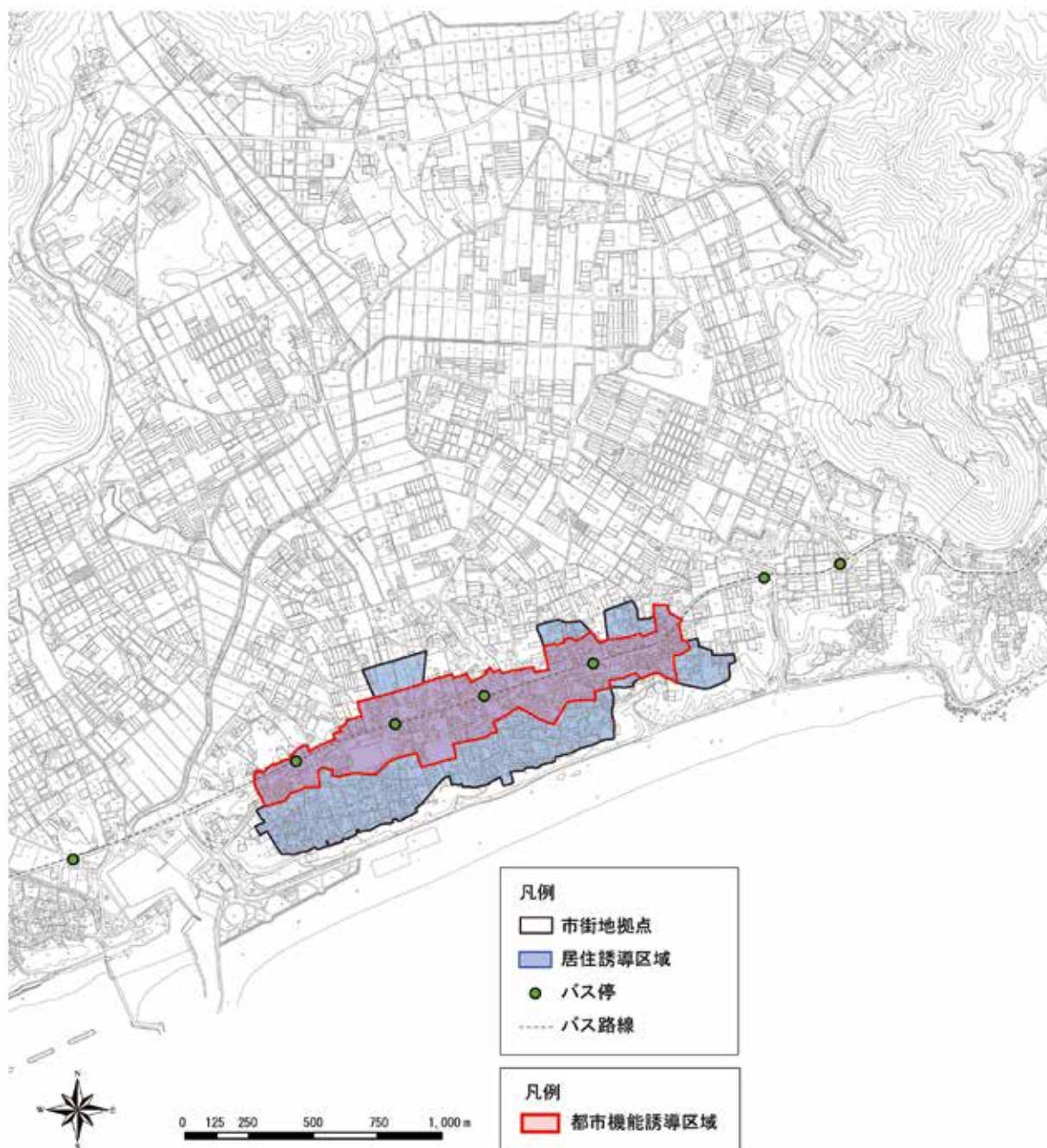
②都市機能誘導区域に含まない区域

第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域



③市街地拠点における都市機能誘導区域の範囲（対象区域）

市街地拠点（赤羽根市街地）の都市機能誘導区域を以下のとおり設定します。

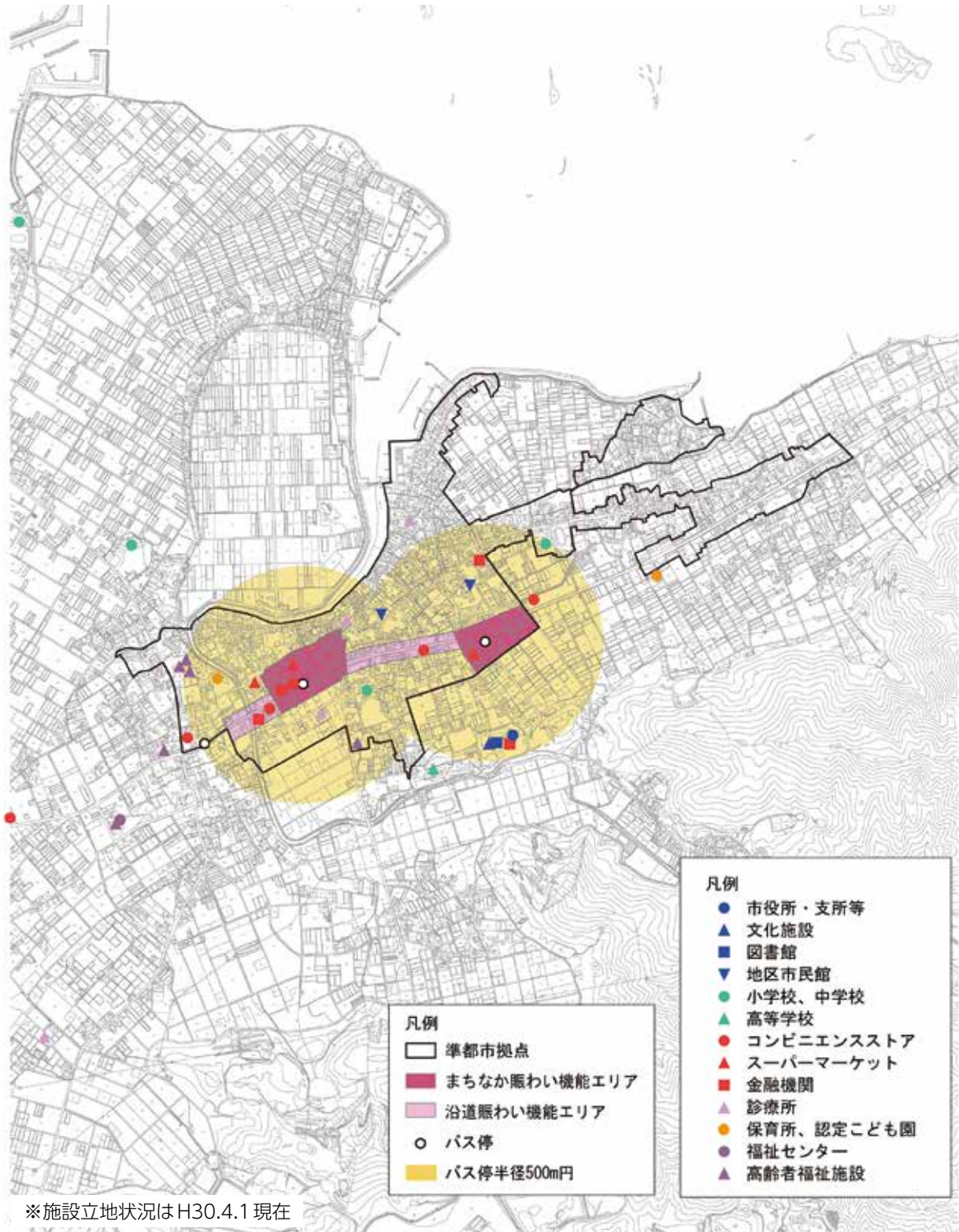


※地形地物（道路等）等にて整理

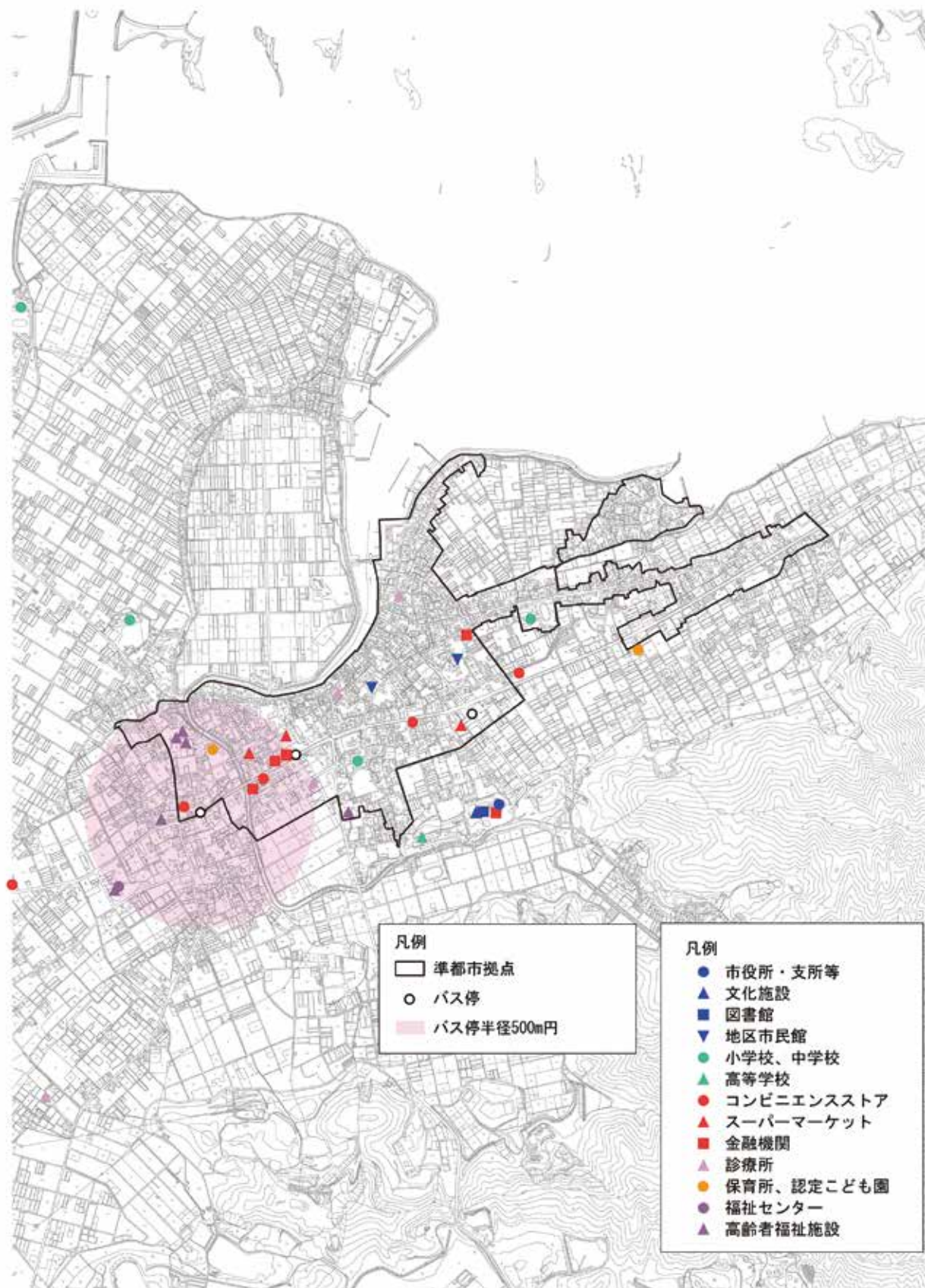
3 準都市拠点（福江市街地）

①都市機能誘導区域に含める区域

ア) 改定版田原市都市計画マスタープラン地域別構想の「市街化区域及びその周辺の土地利用方針」において、「まちなか賑わい機能エリア」内のバス停から半径500m圏域と「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域



イ) 保美バス停から半径500m圏域



※施設立地状況はH30.4.1現在

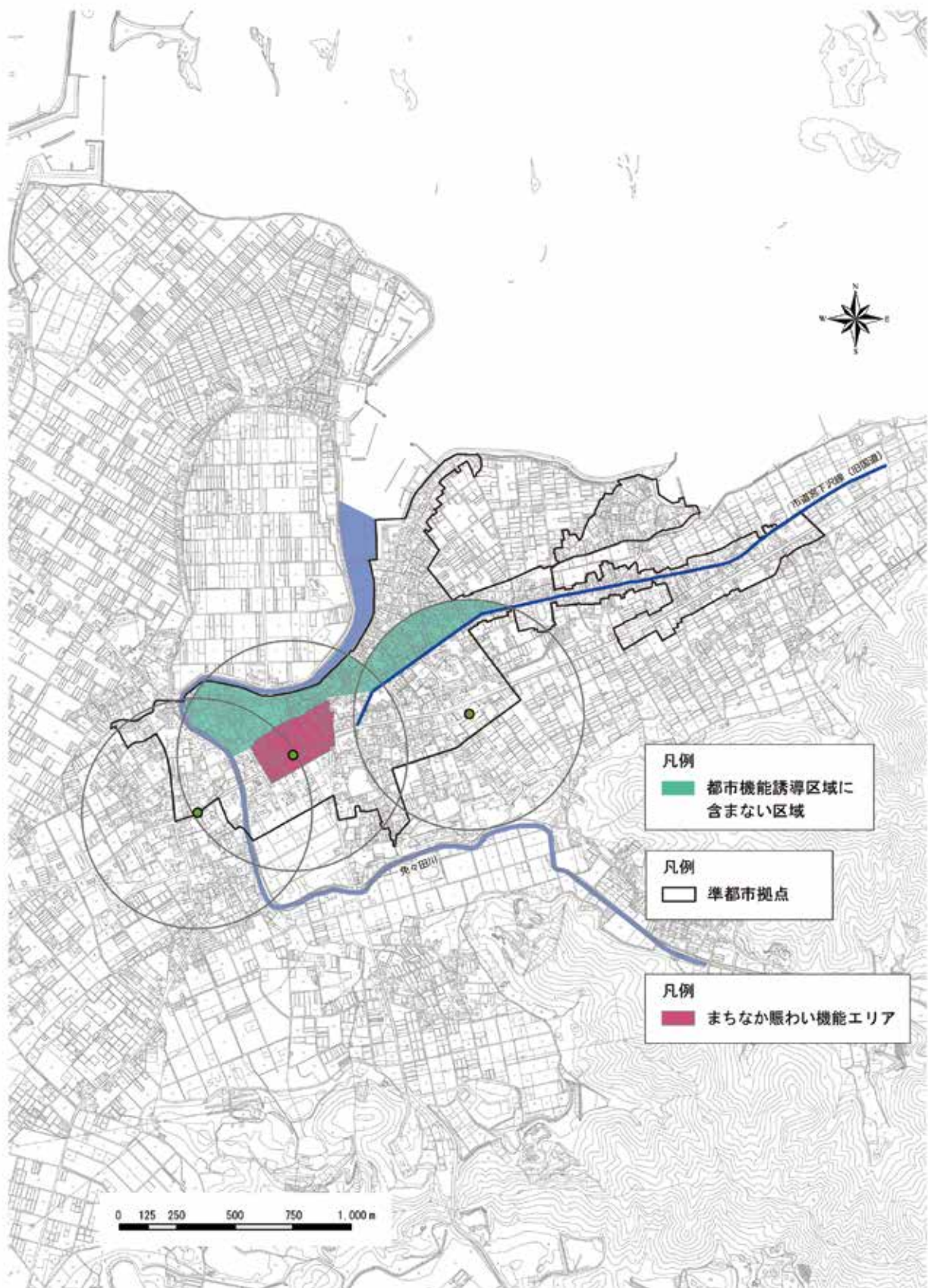
②都市機能誘導区域に含まない区域

ア) 第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域

該当なし

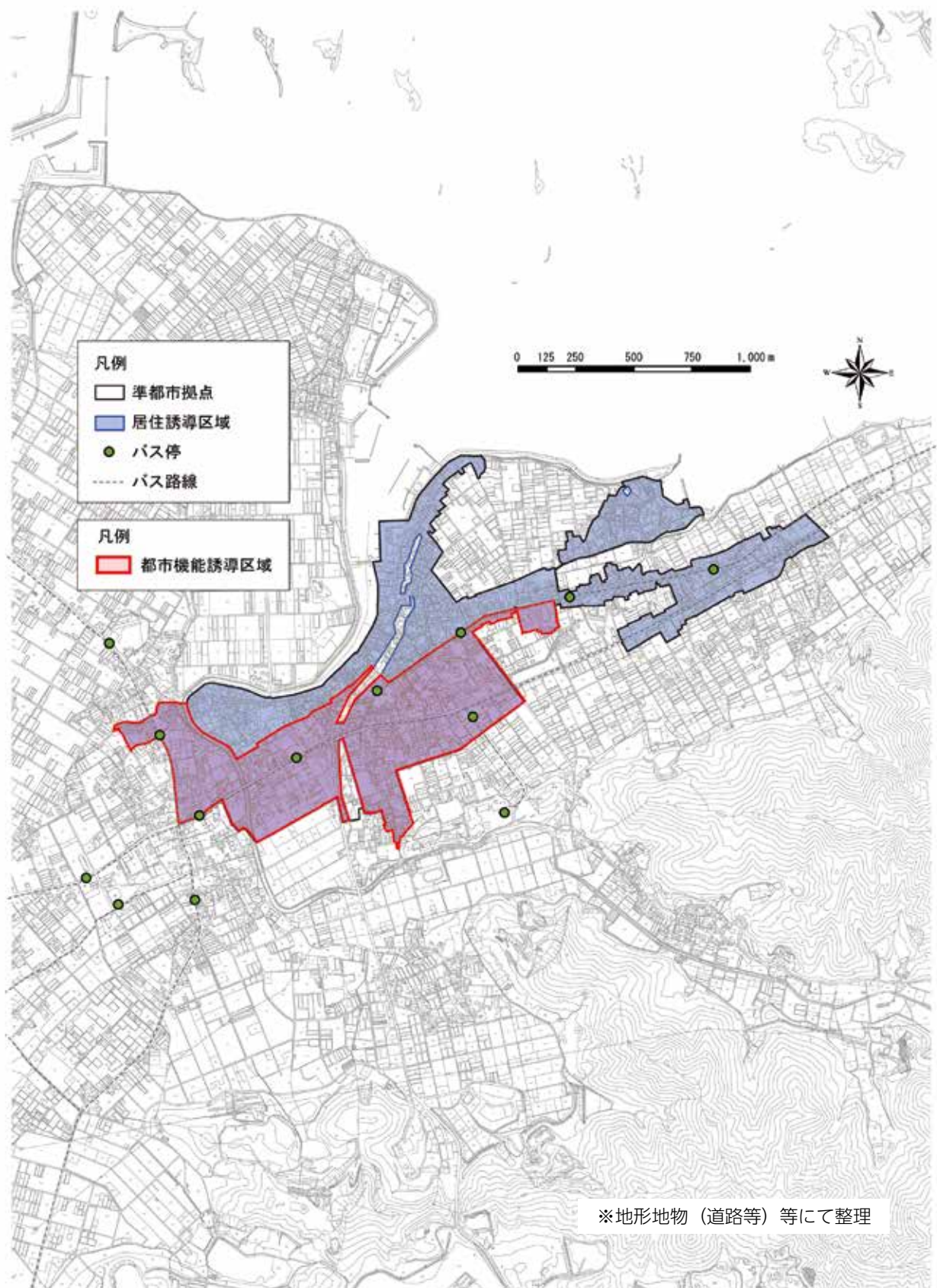


イ) ①都市機能誘導区域に含める区域の内、市道宮下沢線（旧国道）及びまちなか賑わい機能エリア（西）より北側の区域 ※免々田川より西側の区域は対象外



③準都市拠点における都市機能誘導区域の範囲（対象区域）

準都市拠点（福江市街地）の都市機能誘導区域を以下のとおり設定します。



第3章 誘導施設

1 誘導施設とは

誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定することとなりますが、具体の整備計画のある施設を設定することもあります。この際、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましいとされています。（都市計画運用指針）

以下に国土交通省の「立地適正化計画作成の手引き」による各拠点への基本的な機能の例を示します。

※例の中の「中心拠点」は、本計画の「都市拠点」、「地域生活拠点」は、「市街地拠点」と「準都市拠点」を示します。

	中心拠点	地域生活拠点
行政機能	■ 中枢的な行政機能 □ 例: 本庁舎	■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 □ 例: 支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	■ 市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 □ 例: 総合福祉センター	■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 □ 例: 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等
子育て機能	■ 市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 □ 例: 子育て総合支援センター	■ 子どもを持つ世帯が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 □ 例: 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等
商業機能	■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 □ 例: 相当規模の商業集積	■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 □ 例: 延床面積〇㎡以上の食品スーパー
医療機能	■ 総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる機能 □ 例: 病院	■ 日常的な診療を受けることができる機能 □ 例: 延床面積〇㎡以上の診療所
金融機能	■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能 □ 例: 銀行、信用金庫	■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 □ 例: 郵便局
教育・文化機能	■ 市民全体を対象とした教育サービスの拠点となる機能 □ 例: 文化ホール、中央図書館	■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 □ 例: 図書館支所、社会教育センター

出典：立地適正化計画作成の手引き 国土交通省都市局都市計画課 令和5年11月改訂

2 田原市における誘導施設設定の考え方

(1) 基本的な考え方

第1章で示した都市機能誘導区域に現在立地する都市機能の維持を図ることを前提とし、上位計画である改定版田原市都市計画マスタープランでの各市街地の位置付けに配慮しながら、各都市機能誘導区域に必要な都市機能を設定します。

(2) 各拠点における誘導施設設定の考え方

P 94 (2) 都市機能の誘導方針を踏まえて、本計画の都市機能誘導区域に必要な誘導施設を設定します。

都市機能の誘導方針 ※再掲

■都市拠点（田原市街地）※立地適正化計画作成の手引きにおける中心拠点

田原市の中心をなす拠点であることから、行政・商業・業務・医療・教育・交通などの高次な都市機能の維持・集積を図ります。

■市街地拠点（赤羽根市街地）※立地適正化計画作成の手引きにおける地域

主に日常生活サービス施設の維持・集積を図ります。

高次なものについては、距離も近い田原市街地での利用を想定。

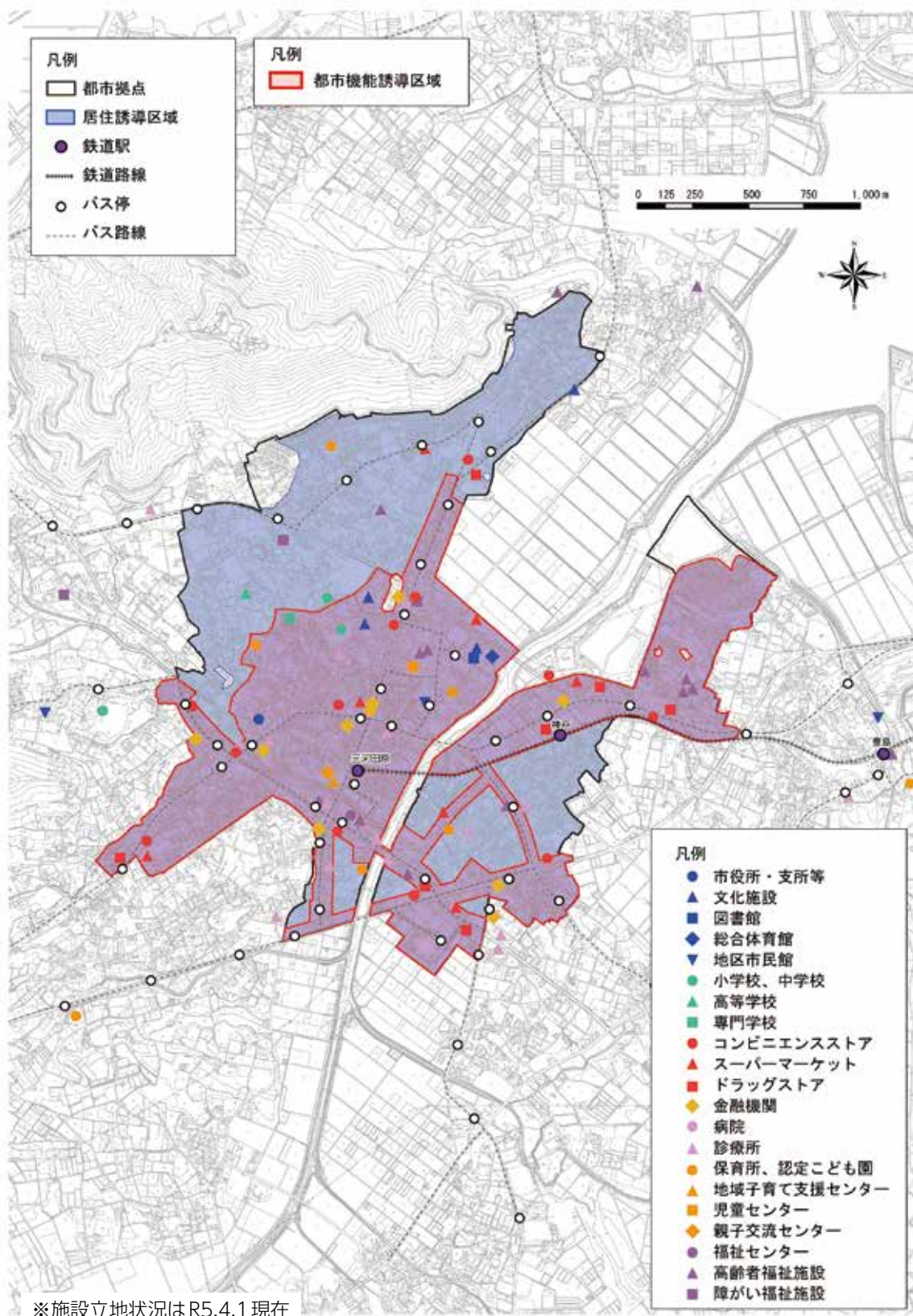
■準都市拠点（福江市街地）※立地適正化計画作成の手引きにおける地域拠点

都市拠点から距離があり、半島西部の集落の生活の拠点となっていることから、生活を支える都市機能サービスの維持・集積を図ります。

3 各拠点の都市機能誘導区域における都市機能の立地状況

各拠点における都市機能の立地状況や必要性を整理し、誘導施設の設定について検討します。

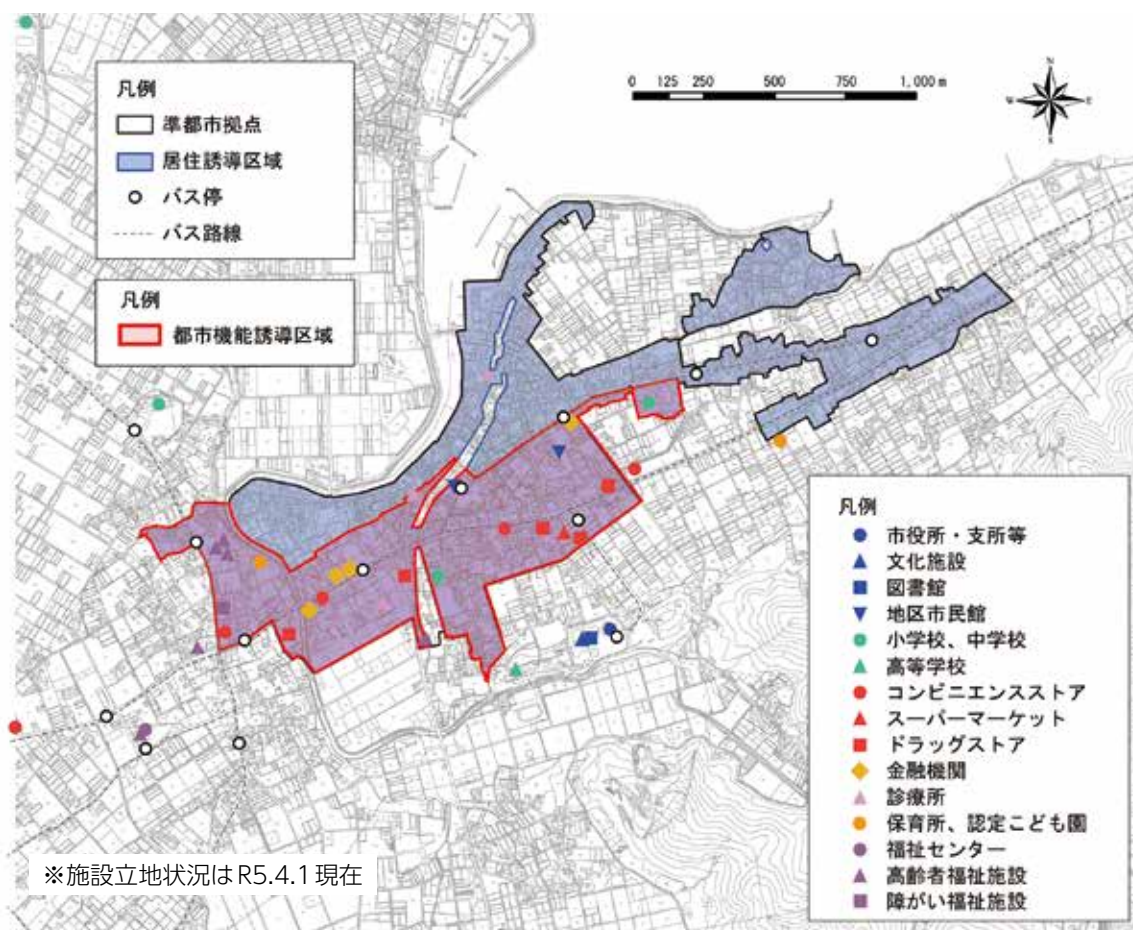
■都市拠点（田原市街地）



市街地拠点（赤羽根拠点）



準都市拠点（福江市街地）



■都市機能誘導区域における都市機能の立地状況一覧表（R5.4.1 現在）

都市機能誘導区域の所在		都市拠点 (田原市街地)	市街地拠点 (赤羽根市街地)	準都市拠点 (福江市街地)
田原市における各拠点が果たす役割		高次の機能充実	地域生活を支える 機能の確保	半島西部の生活を 支える機能の充実
大分類	小分類			
①行政施設	市役所・支所等	・田原市役所		
	文化会館、博物館等、 図書館、総合体育館	・田原文化会館 ・田原市博物館 ・田原市民俗資料館 ・田原市中央図書館 ・田原市総合体育館		
	地区市民館	・田原中部市民館	・赤羽根市民館	・福江市民館 ・清田市民館
②教育施設	小学校、中学校	・田原中部小学校	・赤羽根小学校 ・赤羽根中学校	・福江小学校 ・清田小学校
	高等学校			
	専門学校、大学	・田原福祉グローバル 専門学校		
③商業施設	コンビニエンスストア	・10店舗（9店舗）	・2店舗（2店舗）	・3店舗（3店舗）
	スーパーマーケット	・4店舗（1,000㎡以上） （3店舗（1,000㎡以上）） ・2店舗（1,000㎡未満） （2店舗（1,000㎡未満））		・0店舗（1,000㎡以上） （1店舗（1,000㎡以上）） ・1店舗（1,000㎡未満） （2店舗（1,000㎡未満））
	ドラッグストア※	・6店舗（4店舗）	・2店舗（1店舗）	・5店舗（1店舗）
	金融機関	・9店舗（10店舗）	・4店舗（4店舗）	・4店舗（4店舗）
④医療施設	病院（20床以上）	・渥美病院		
	診療所（19床以下）	・10施設（10施設）		・2施設（2施設）
⑤子育て支援施設	保育所	・漆田保育園		
	認定こども園	・第一保育園 ・中部保育園		・福江保育園
	地域子育て支援センター	・親子交流館内		
	児童センター	・田原児童センター		
	親子交流施設※	・親子交流館		
⑥福祉施設	福祉センター	・田原福祉センター		
	地域包括支援センター	・2施設（2施設）		・1施設（1施設）
	高齢者福祉施設 （通所介護）	・6施設（6施設）		・2施設（2施設）
	高齢者福祉施設 （認知症対応型共同生活介護）	・2施設（2施設）		・1施設（1施設）
	障がい福祉施設 （障がい共同生活援助）	・1施設（1施設）		・1施設（0施設）

出典：田原市街づくり推進課

※「ドラッグストア（食料品を扱う店舗）」及び「親子交流施設」は計画改定（R6.3）で新たに追加した施設
（ ）内は平成30年4月1日時点の数値を記載

4 誘導施設の設定

(1) 誘導施設の設定方針

各拠点の都市機能誘導区域における都市機能の立地状況や必要性を整理し、誘導施設の設定について検討します。

①行政施設

- ・行政施設は、基本的に利便性の高い都市機能誘導区域に配置することとします。
- ・赤羽根地域の市民センター及び図書館と、渥美地域の支所及び図書館は、市街化調整区域に配置されていることから、基本的に施設の複合化等を踏まえながら都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**
- ・渥美運動公園は、体育館、弓道場、テニスコート、野球場、多目的グラウンドと一体的に市街化調整区域に配置されていますが、広大な土地が必要なこと、日常生活に必ずしも必要である施設でないことから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**
- ・地区市民館は、市街化調整区域を含めた概ね各小学校区に必要であることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**

②教育施設

- ・小中学校は、市街化調整区域を含めた各校区に必要であることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**
- ・高等学校は、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととしますが**、通学に便利な市街化区域や路線バスが運行している地域への立地が望ましいと考えます。
- ・専門学校や現在市内に立地のない大学は、基本的に交通等の利便性の高い都市拠点（田原市街地）の都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**
- ・市民プールは、田原市西部地域の小中学校プールの集約化に合わせて活用を予定していることから、準都市拠点（福江市街地）の都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**

③商業施設

- ・コンビニエンスストアは、集落地にも必要な日常サービス施設であることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**
- ・スーパーマーケット（食料品・衣料品）は、市街地拠点（赤羽根市街地）に立地しておらず、必要な日常サービス施設であることから、都市機能誘導区域に**誘導していくこととしますが**、既存の集落にある小規模のスーパーマーケットについても継続立地を望むことから、**面積が500㎡以上のものを対象とします。**
- ・ドラッグストア（食料品を扱う店舗）は、各拠点の都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**
- ・その他、規模の比較的大きな商業施設（500㎡以上）については、各拠点の都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**
- ・金融機関は、それぞれの拠点で充足していることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**

④医療施設

- ・病院（20床以上）は、都市拠点（田原市街地）の都市機能誘導区域の渥美病院（二次医療）だけの立地となっていることから、渥美病院から距離のある準都市拠点（福江市街地）の都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**
- ・診療所（19床以下）は、市街地拠点（赤羽根市街地）に立地していないこと、準都市拠点（福江市街地）の都市機能誘導区域には、特に眼科や小児科の診療所が不足していることから、それぞれ誘導が求められていますが、集落地にもかかりつけ医は必要であることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**

⑤子育て支援施設

- ・保育所及び認定こども園は、概ね小学校区単位に配置されていることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**
- ・地域子育て支援センターは、都市拠点（田原市街地）に1か所立地していますが、赤羽根地域は市街化区域（都市機能誘導区域外）に1か所、渥美地域は市街化調整区域に1か所立地していることから、施設の複合化等を踏まえながら、それぞれの拠点の都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**
- ・児童センターは、都市拠点（田原市街地）のみに配置すべき施設とします。
- ・親子交流施設は、都市拠点（田原市街地）に1か所立地していますが、新たに都市拠点から距離のある準都市拠点（福江市街地）の都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**

⑥福祉施設

- ・渥美福祉センター（あつみライフランド）は、市街化調整区域に配置されていることから、施設の複合化等を踏まえながら、準都市拠点（福江市街地）の都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**
- ・赤羽根地域の地域包括支援センター（赤羽根福祉センター内）は、市街化調整区域に配置されていることから、施設の複合化等を踏まえながら、市街地拠点（赤羽根市街地）の都市機能誘導区域への誘導が求められていますが、本市では、中学校区を基本として、市内の4つの生活圏域に分けてサービス及び支援をしていく方針としており、市街化調整区域にも立地していることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**
- ・デイサービスセンター（通所介護）は、市内各所に立地していること、通所に際して通常送迎であること、及び現状充足していることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**
- ・グループホーム（認知症対応型共同生活介護）は、田原地域に4か所、赤羽根地域に1か所、渥美地域に2か所立地していますが、通所施設でなく入所施設であり、それほど移動の利便性に配慮する必要がないことから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**
- ・グループホーム（障がい者共同生活援助）は、都市拠点（田原市街地）に2か所3施設とその周辺に1か所2施設及び準都市拠点（福江市街地）に1か所1施設と少なく、赤羽根地域には立地がないことから、全ての地域への誘導が求められていますが、通所施設でなく入所施設であり、それほど移動の利便性に配慮する必要がないことや、グループホーム設置事業者の必要な支援体制の状況によることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**

⑦その他

- ・ 公営住宅施設等を更新する際は、都市機能の維持、買物等の日常生活や公共交通等の利便性を踏まえ、**居住誘導区域への誘導を検討することとします。**

(2) 本計画において設定する誘導施設

誘導施設の設定方針を踏まえ、「**誘導（赤字）**」「**維持（黒字）**」「**維持・充実（青字）**」を目的とした下表に示すすべての施設を、本計画において設定する誘導施設とします。

◆**誘導（赤字）**：新たに誘導を図るべき施設

◆**維持（黒字）**：現在立地する施設で、将来の機能更新等に備えて維持の必要性のある施設

◆**維持・充実（青字）**：現在立地している施設の維持に加え、更に充実（誘導）すべき施設

誘導施設	都市拠点 (田原市街地)	市街地拠点 (赤羽根市街地)	準都市拠点 (福江市街地)
①行政施設	・ 市役所	・ 市民センター	・ 支所
	・ 文化会館 ・ 博物館 ・ 民俗資料館 ・ 図書館 ・ 総合体育館	・ 図書館（分館）	・ 図書館（分館）
②教育施設	・ 専門学校 ・ 大学	—	・ 市民プール
③商業施設	・ スーパーマーケット500㎡以上 ・ ドラッグストア※ ・ 商業施設 500㎡以上	・ スーパーマーケット500㎡以上 ・ ドラッグストア※ ・ 商業施設 500㎡以上	・ スーパーマーケット500㎡以上 ・ ドラッグストア※ ・ 商業施設 500㎡以上
④医療施設	・ 病院（20床以上）	—	・ 病院（20床以上）
⑤子育て支援施設	・ 地域子育て支援センター	・ 地域子育て支援センター	・ 地域子育て支援センター
	・ 児童センター ・ 親子交流施設	—	・ 親子交流施設
⑥福祉施設	・ 福祉センター	—	・ 福祉センター

※食料品を扱う店舗